

市立大津市民病院売店運営事業プロポーザル実施要領

1 目的

本業務は、市立大津市民病院（以下「当院」という。）において、飲食物、日用品、診療材料等の販売を行うことにより、病院利用者等の利便性の向上、職員の福利厚生の実現を図ることを目的とする。

本要領は、市立大津市民病院売店運営事業を受託する事業者（以下「受託者」という。）を選定するにあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものである。

2 業務内容

(1)名 称 市立大津市民病院売店運営事業

(2)内 容 別紙「市立大津市民病院売店運営事業プロポーザル 仕様書」を参照。

3 業務期間

令和2年4月1日から令和9年3月31日まで

4 実施形式

公募型プロポーザル方式による。

5 病院の概要

所 在 地：大津市本宮二丁目9番9号

診療時間：月～金曜日午前8時45分～午後5時15分（受付開始は午前8時30分）

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始は救急外来にて365日24時間診療受付

6 スケジュール

令和元年12月23日（月） 公募開始・現場確認期間開始

令和元年12月27日（金） 現場確認期間終了

令和元年12月27日（金） 質問票の提出期限

令和2年 1月 8日（水） 質問票の回答期限（予定）

令和2年 1月20日（月） 企画提案書等提出期限

令和2年 1月21日（火） 一次審査（5者以上応募の場合は実施）

令和2年 1月24日（金） 一次審査結果通知

令和2年 1月31日（金） プレゼンテーションの実施

令和2年 2月 4日（火） 審査結果通知（予定）

※現場確認について

現場確認を希望する事業者は、事前に15問合先に希望日時等をFAX（任意様式）にて送信の上、電話連絡し担当者と日程調整等を行うこと。確認時間は30分程度、人数は3人までとする。

7 参加資格

公募型プロポーザルに参加することができる者は以下の要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- (4) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

- (5) 過去 5 年以内に 4 0 0 床以上の規模の病院（官民不問）において、売店運営事業を履行した実績を有するもの。

（※フランチャイジー（加盟店）にて運営する場合は、フランチャイザー（本部）の実績ではなく、フランチャイジーの実績とする。）

8 質問の受付及び回答

実施要領等についての質問を次のとおり受け付け、当院ホームページにおいて回答する。

なお、電話や来訪による口頭での質問や、受付期間を過ぎた質問は受け付けない。

- (1) 受付期間 令和元年 12 月 23 日（月）から同 12 月 27 日（金）17 時 15 分まで
- (2) 提出様式 「実施要領等に関する質問書」とし、様式は問わない。
- (3) 提出方法 質問書の郵送、持参、電子メール又は FAX による提出
（電子メールの場合は、件名に「プロポーザル質問. 送信年月日（西暦 8 桁）. 会社名」を入力し、添付を 1 ファイルにまとめて送信すること。）

- (4) 提出先 〒520-0804 大津市本宮二丁目9番9号
市立大津市民病院法人事務局 施設契約課 契約係 (担当：長田)
- (5) FAX番号 077-522-4720
- (6) E-mail och1040@och.or.jp
- (7) 回答日 令和2年1月8日(水) 予定
- (8) HPアドレス <http://www.och.or.jp>

9 参加申込の手続

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び市立大津市民病院契約規定等の各規定を理解した上で、次のとおり書類を提出すること。

なお、大津市へ平成31年度分の指名願を提出している者は、下記エ～ケの書類については提出不要とする。

- (1) 提出期間 令和2年1月20日(月) 午後5時15分まで
- (2) 提出時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土、日及び休日は除く。)
- (3) 提出書類
- | | | |
|---|--|-----|
| ア | 参加申込書【様式1】 | 1部 |
| イ | 企画提案書(別紙3参照) | 15部 |
| ウ | 申請者の概要【様式2】 | 15部 |
| エ | 完納証明書 | 1部 |
| | i 本店に係る市町村税分(当該市町村発行) | |
| | ii 支店、営業所等が大津市に存する場合には大津市税分
(大津市発行) | |
| | iii 消費税及び地方消費税分(税務署発行) | |
| | ※i及びiiは直近1年度分の納期が到来した全ての税目とする。 | |
| オ | 印鑑証明 | 1部 |
| カ | 登記事項証明書(本店直轄の法務局発行) | 1部 |
| | なお、各証明書については、発行日が3か月以内のものとし、写しも可とする。 | |
| キ | 暴力団の排除に係る誓約書兼承諾書【様式3】 | 1部 |
| ク | 役員名簿(指名、ふりがな、性別、生年月日が記載されているもの。) | |
| | 1部 | |
| ケ | 委任状【様式4】 | 1部 |
| | ※本社から営業所等へ入札、契約等の権限を委任する場合のみ提出すること。 | |
- (4) 提出場所 〒520-0804 大津市本宮二丁目9番9号
市立大津市民病院法人事務局 施設契約課 契約係
- (5) 提出方法 企画提案書等を提出場所に持参するか、書留郵便によることとする。郵送の場合は、受付期間中(最終日は午後5時15分まで) 必着とする。なお、郵便の事故等については申請者のリスク負担とする。

- (6) 費用負担 申請に関して必要な経費は、全て提案者の負担とする。
- (7) 留意事項
- ・提案書類の著作権は提案者に帰属する。ただし、選定された提案者の提案書類については、当院が必要と認める場合には、その一部又は全部を無償で使用できることとする。
 - ・申請を辞退する場合には、速やかに辞退届を提出すること。
 - ・提出された提案書類の内容の変更、差替え及び再提出は認めない。
 - ・提出された提案書類は、理由の如何に関わらず返却しない。
 - ・本事業の申請のために得た情報について、提案者は第三者への公表等の他の目的に使用することはできない。ただし、公知となっている情報及び第三者から合法的に入手できる情報については、その対象ではない。
 - ・当院が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
 - ・提出期限、提出場所及び提出方法に適合しないもの、指定する様式等及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの並びに虚偽の内容が記載されているものは失格とする。

10 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、プロポーザル審査委員会が審査する。また、審査対象者が5者以上の場合には、書類審査による一次審査を行う。

- (1) 審査方法 一次書類審査
- (2) 審査日 令和2年1月21日(火) 予定
- (3) 審査基準 下記項目を基本に審査
- ①申込者の概要 (配点：5点)
 - ・経営状況、実績
 - ・運営事業者の経営基盤、業務実績
 - ②現カフェスペースの有効利用 (配点：25点)
 - ・現カフェスペースの有効利用
 - ③コンセプト及びレイアウト等の内容 (配点：5点)
 - ・コンセプト
 - ・病院に特化したレイアウト
 - ④商品の内容 (配点：10点)
 - ・病院に特化した商品の取扱い
 - ⑤災害・非常時等の対応 (配点：5点)
 - ・大規模災害時の対応
 - ⑥実施体制等 (配点：5点)
 - ・安全管理、食品衛生
 - ・従業員の配置体制・クレーム対応

⑦売上手数料（配点：30点）

・売上手数料の金額の妥当性

⑧自由提案（配点：15点）

・上記以外の独自の企画等

11 企画提案書の審査

- (1) 審査方法 一次審査を通過した事業者について、企画提案書及びプレゼンテーションの審査により行う。
- (2) 審査日 令和2年1月31日（金）予定
- (3) 審査順 企画提案書等を提出された順に審査
- (4) 会場等 大津市本宮二丁目9番9号 市立大津市民病院本館9階 会議室2
※詳細な時間は、企画提案書等を提出した者（一次書類審査を行った場合は、当該審査に合格した者）に対して別途通知する。
- (5) 審査基準 書類審査基準と同様
- (6) その他 提案説明は、本事業に従事又は担当する者が行うこと。

12 契約候補者の選定及び審査結果の通知

プロポーザル審査委員会が審査基準に基づき、企画提案書及びプレゼンテーション審査の結果を総合的に評価して、契約候補者の選定を行う。

審査結果は、審査後速やかに、審査を受けた全ての申請者に文書にて通知する。

(1) 書類選考結果通知 令和2年1月24日（金）（予定）

(2) プレゼンテーション審査結果通知 令和2年2月4日（火）（予定）

13 契約の締結

当院は、選定した候補者と事業の実施などに関する細目的事項について協議のうえ、契約を締結する。

14 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て申請者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザル方式に要した費用を当院に請求することはできない。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ウ 実施要領等で示された、提出期限、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - オ プレゼンテーション審査を、正当な理由なく欠席した場合
- (4) 本業務の申請のために得た情報について、申請者は第三者への公表等の他の目的に使用することはできない。ただし、公知となっている情報及び第三者から合法的に入手できる情報については、その対象ではない。
- (5) 申請者は、本プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (6) 業務の継続が困難になった場合の措置
- ア 契約先等の責めに帰すべき事由による場合
契約先等の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合は、当院は契約の取り消しをすることができる。この場合は、業務に係る費用については、契約先等の負担とする。
 - イ その他の事由による場合
災害その他の不可抗力等、契約先等の責に帰すことのできない事由により業務の継続が困難になった場合、業務継続の可否等について協議するものとする。
- (7) 企画提案書及びプレゼンテーションにおいて提案されたものは、追加費用なく確実に提案内容を実行すること。
- (8) その他疑義が生じた場合の措置
契約書解釈に疑義が生じた場合又は契約書に定めのない事項が生じた場合には、当院、契約先等は誠意をもって協議するものとする。
- (9) 現状図面等
現状の設備図面等については、令和元年12月23日(月)から令和元年12月27日(金)までの期間、担当部署(15問合先)より紙媒体にて配布する。但し、現況と相違がある場合もある。

15 問合先

市立大津市民病院法人事務局 施設契約課 施設係 (担当：西津)

T E L : 077-526-8517

F A X : 077-522-4720

E-mail : och1040@och.or.jp